

「平成23年度 省エネ・照明デザインアワード」環境大臣表彰

実施要領

(目的)

1. CO₂排出量が1990年比で約4割増加している商業施設やオフィス等の業務部門のうち、その約2割を占める照明について、省エネ対策をより一層推進するため、省エネ型の照明を率先して導入し、優れた省エネ効果と高いデザイン性の両立を達成している施設等を募集する「省エネ・照明デザインアワード」を実施し、最も優れた事例に対して環境大臣表彰を行い、地球温暖化防止活動を促進する。

また、東日本大震災による被災地域における社会経済の再生、生活の再建の過程で、省エネ型で災害にも強い照明の導入の参考となる事例として紹介するとともに、震災を受けた電力需給のひっ迫を踏まえ、電力のピークカットにも貢献する省エネ型の照明の普及を一層促進する。

(表彰)

2. 環境大臣が表彰する。

(表彰の部門)

3. 表彰の対象とする功績は〔公共施設・総合施設部門〕〔商業・宿泊施設部門〕〔まち、地区、その他部門〕各1部門ずつとする。

①〔公共施設・総合施設部門〕環境大臣賞（グランプリ）

②〔商業・宿泊施設部門〕環境大臣賞（グランプリ）

③〔まち、地区、その他部門〕環境大臣賞（グランプリ）

(表彰の数)

4. 環境大臣賞表彰の数は、〔公共施設・総合施設部門〕〔商業・宿泊施設部門〕〔まち、地区、その他部門〕ごとに1以内とする。

(募集期間)

5. 平成23年11月18日(金)～平成23年12月15日(木)（17時まで）

(選考方法)

6. 以下の観点により「省エネ・照明デザインアワード」審査委員会による審査を経て環境大臣が決定する。

イ. 有効性・適切性

※CO₂削減効果、省エネ効果(創エネの観点含む)、照明器具の適切な選択

ロ. デザイン性・先進性・独自性・快適性

※デザイン性への配慮、省エネ型の照明導入の取組として高い先進性、建築やインテリアとの調和

ハ. 再現可能性・地域貢献度・自立性

※省エネ照明未導入施設等による再現可能性、地域への貢献性

ニ. 実用性・経済性

- ※メンテナンスなどの実用性、コスト削減
- ホ. その他（継続性 他）
 - ※継続的な実施、省エネ型の照明の導入以外の省エネ対策、省エネ型の照明導入への誘因

※詳細は別添の公募要領を参考

（審査委員会メンバー）

7. 「省エネ・照明デザインアワード」審査委員会は、以下の有識者によって構成する。

審査委員長	大谷 義彦	元日本大学教授／工学博士
審査副委員長	石井 幹子	(株)石井幹子デザイン事務所代表／照明デザイナー
審査委員	川上 元美	カワカミデザインルーム代表／デザイナー
審査委員	武内 徹二	日本電球工業会専務理事／工学博士

（候補の選考）

8. 被表彰者の選考・審査等業務にあたり、表彰を受けることが適当であると認められる作品を以下のとおり選出する。

- ①事務局において事前に全ての作品を査読し、グランプリ候補を選定する。
- ②①の選定結果をもとに、審査委員会において協議し、環境大臣表彰について表彰を受けることが適当であると認められるものを選定する。

（表彰方法）

9. 表彰状等を授与することにより行う。

（表彰の事務）

10. 環境省及び事務局が協力して行うこととする。

（表彰の時期）

11. 被表彰者の選出は、平成24年2月6日（月）に同アワードと関連して開催する「省エネ・照明デザインフォーラム」とする。

（その他）

12. この表彰要領に定めるもののほか、「省エネ・照明デザインアワード」環境大臣表彰実施要領に必要な事項は、環境省地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室において別に定めるものとする。

付則

この実施要領は、平成23年11月18日より適用する。